

## 一般社団法人日本カバディ協会 専門委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本カバディ協会（以下「本協会」という。）定款第33条に定める専門委員会の組織及び運営に必要な事項を定めるものとする。

### (委員)

第2条 各委員会に、次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
  - (2) 委員 事業規模に応じた適正な人数とする。
- 2 委員長及び委員は、理事会の決議により、代表理事が委嘱する。
- 3 委員長は、必要と認めたときは、委員の中から副委員長を指名することができる。

### (任期)

第3条 委員の任期は委嘱の日から開始し、本協会理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

### (職務)

第4条 委員長は、各委員会の所管業務の範囲内において代表理事からの委任に基づき、業務を執行する。

- 2 委員は、委員長の業務執行を支援する。

### (会議)

第5条 各委員会は、委員長が必要と認めた場合に招集して、その議長となる。

- 2 会議は、委員総数の過半数の出席をもって成立し、決議は出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の裁決するところによる。
- 3 委員長は、必要と認めたときは、委員以外の者を参考人として、会議への出席、資料の提供、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

### (議事内容)

第6条 委員長は、委員会を開催した場合は、その議事内容及び結果を必要に応じ代表理事その他の関係理事に報告しなければならない。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2021年2月27日から施行する。